

議案第143号

訴訟上の和解について

*****事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

1 事件名 *****

2 当事者 原告 *****

被告 川崎市

3 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として700万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、本和解成立の日から1か月以内に、原告指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告は、原告に対し、川崎市交通局鷺ヶ峰営業所の職員らが原告に対して行った一連の行為について遺憾の意を表明するとともに、川崎市交通局における再発防止及び職場環境の改善に努めることを約束する。
- (4) 原告はその余の請求を放棄する。
- (5) 原告は、被告及び被告の職員（職員であった者を含む。）に対し、名目

のいかんを問わず、今後本件に関し、民事上、刑事上及び行政上の一切の責任追及を行わない。

(6) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成30年10月1日、原告は、川崎市技術職員（車両技術職）に任ぜられ、市バスの整備員として、交通局鷺ヶ峰営業所に配属された。
- 2 令和2年3月以前、原告は、先輩職員から原告に仕事を教えないよう他の職員に言い含める言動をされ、同月以降も、「辞めさせるのは簡単なんだよ。」等と発言されたり、ミーティングの際に複数の先輩職員から強く叱責されたりした。
- 3 令和3年4月19日から同年7月17日まで、原告は、病気休暇を取得し、同日、休職を命じる旨の分限処分がなされた。
- 4 令和4年9月15日、原告から本市に対し、原告がうつ病を発症し、休職を余儀なくされる等し、損害を被ったのは、鷺ヶ峰営業所の複数の職員によるパワーハラスメント行為があったこと及び本市が安全な職場環境を保持する義務に違反したことによるものであるとして、横浜地方裁判所に、損害賠償を請求する労働審判手続の申立てがあった。
- 5 令和4年12月19日、労働審判法第24条の規定に基づき、労働審判事件が終了し、訴訟に移行した。
- 6 本訴訟は、係属して以来、13回の弁論準備手続を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。